

## ■これまでの法律・補助事業の変遷について

### (1) 平成 14 年 2 月 道路運送法の改正

- ・乗合バス事業における需給調整規制が廃止される（いわゆる規制緩和）。
- ・全国で、乗合バス事業の廃止・撤退が進むことになる。

### (2) 平成 18 年 10 月 道路運送法の改正

- ・乗合事業の対象範囲の拡大、自家用自動車による有償旅客運送制度の創設等、乗合バス事業の枠組みが変更される。
- ・「地域公共交通会議」の設置が可能となり、地域のニーズに即した運行形態やサービス水準等について協議ができるようになる。

### (3) 平成 19 年 10 月 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行

- ・市町村が主体となり、地域全体の公共交通のあり方や活性化方策の協議ができる体制が強化される（対象：バス・タクシーに加え、船舶等追加）。
- ・「地域公共交通活性化・再生総合事業補助金」が創設。
- ・当該補助金を活用するには、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「法定協議会」を設置し、当該協議会にて「地域公共交通総合連携計画」を定め、当該計画に基づく実験事業について、3カ年の補助金が受けられる仕組みとなった。

※武豊町においても、平成 21 年 4 月に、道路運送法の法定協議会と活性化及び再生に関する法律に基づく「武豊町地域公共交通会議」を設置し、平成 22 年 3 月に地域公共交通総合連携計画を策定した。平成 22 年度より連携計画に基づく事業（試行運行）を開始する。

### (4) 平成 23 年 4 月 地域公共交通活性化・再生総合事業補助金が廃止

- ・民主党への政権交代・事業仕分けにより、当該補助金が廃止。
- ・今年度は、突然の廃止であったため、経過措置あり。
- ・補助金のみ廃止されただけで、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律は存続。

※武豊町では、平成 23 年度の経過措置を受けて、2 年度目の事業を実施している。

### (5) 平成 23 年 4 月 地域公共交通確保維持改善事業補助金の創設

- ・地域公共交通活性化・再生総合事業補助金の廃止をふまえ、政策コンテストによる手続きを経て、新規に「地域公共交通確保維持改善事業」が創設された。
- ・新しい補助金を活用するには、「補助金要綱」に基づく「協議会」を設置し、当該協議会にて「生活交通ネットワーク計画」を定め、当該計画に基づく事業について、毎年補助金が受けられる仕組みとなった。

※武豊町では、平成 24 年 4 月から地域公共交通確保維持改善事業への転換を行う予定。

道路運送法の地域公共交通会議と活性化再生法の法定協議会の役割を担う「武豊町地域公共交通会議」は、当該補助金要綱の要件を満たした協議会であるため、既存の協議会をそのままの体制で継続しながら、当該補助金の活用を行う。

## 協議組織の体系

- 市町村が主催する地域公共交通に係る協議会には、道路運送法に基づく「地域公共交通会議」と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「協議会」（いわゆる“法定協議会”）があります。
- 法令に基づく協議会のほか、補助金要綱（「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」）に基づく協議会があります。この協議会は、生活交通の存続が危機に瀕している地域において、地域公共交通の確保・維持・改善を進めることを目的とするもので、県が主宰する「県協議会」と市町村が主宰する「市町村協議会」があります。

### 法令に基づく協議会

地域公共交通会議		法定協議会	
目的	生活交通のあり方を審議 地域の交通計画を策定（任意）	目的	地域公共交通総合連携計画 （連携計画）を策定 計画実施の主体となる
<b>&lt;協議が整った場合&gt;</b> ・コミュニティバス、乗合タクシーの許可等に関する特例の摘要を受けることができる		<b>&lt;協議が整った場合&gt;</b> ・連携計画の策定、同計画実施への許認可手続き簡略化、地方債起債等の特例措置を受けることができる	
対象モード	バス・タクシー	対象モード	鉄道、軌道、バス、タクシー、 旅客船等
参加メンバー	市町村、県、運輸局、交通事業者、交通事業者の運転手組織、住民利用者代表、道路管理者、交通管理者（主催者が必要と判断する場合）	参加メンバー	市町村、県、運輸局、交通事業者、住民利用者代表、道路管理者、交通管理者
参加是非	応諾義務なし	参加是非	応諾義務あり
協議結果	法律上規定なし	協議結果	協議会参加者の尊重義務あり
事業実施	行えない	事業実施	行える

※法令に基づく協議会は、補助金要綱の要件を満たしていれば補助金要綱に基づく協議会としての運用が可能。

### 補助金要綱に基づく協議会

目的	地域の公共交通にかかる計画 （生活交通ネットワーク計画） を策定
<b>&lt;協議が整った場合&gt;</b> ・生活交通ネットワーク計画の大臣認定があった場合、一部の事業（調査事業）について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けることができる。（そのほかの事業については、交付対象は事業者）	
対象モード	バス、タクシー、旅客船等
参加メンバー	県、市町村、運輸局、交通事業者、交通施設管理者
参加是非	応諾義務なし <sup>注1</sup>
協議結果	－
事業実施	一部の事業（調査事業）のみ行える

注1 法定協議会としての性質を持つ協議会の場合は、応諾義務あり

